

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関して  
職業安定法上必要となる対応等について

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の3第1項に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業については、外国人家事支援人材をフィリピン共和国から送り出すのは、同国の海外雇用庁の審査を経て登録された機関（以下「フィリピン国内機関」という。）とされています。

このように外国人家事支援人材を受け入れるためフィリピン国内機関を介する場合は、我が国の職業安定法（昭和22年法律第141号）に則って、下記の対応が必要となります。

記

1 特定機関に必要な対応

日本国内で外国人家事支援人材を受け入れようとする公私の機関（以下「特定機関」という。）は、有料職業紹介事業者又は無料職業紹介事業者であってフィリピン国内機関との間で職業紹介事業を行える職業紹介事業者（以下「特定職業紹介機関」という。）に対して求人登録し、当該特定職業紹介機関から紹介を受けて、外国人家事支援人材を採用する必要があります。

なお、特定職業紹介機関である第三者に求人登録等することも可能であるほか、特定機関自らが特定職業紹介機関となることも可能です（特定職業紹介機関となるための手続等については下記2参照）。

2 特定職業紹介機関に必要な対応

(1) 特定職業紹介機関となるための手続等

特定職業紹介機関となるためには、既に職業紹介事業者であるか否かによって異なる次のいずれかの手続を経る必要があります。

ア 既に職業紹介事業者である者

現在の取扱地域にフィリピンが含まれない場合、取扱地域の変更の届出

(フィリピンの関係法令及びフィリピン国内機関に関する書類の提出を含む)を行うこと。

イ 職業紹介事業者でない者

許可申請(特別の法人等が無料職業紹介事業を行う場合には届出)を行うこと。

これらの手続は、都道府県労働局の需給調整事業課(室)等に対して行っていただくこととなります。

許可を得られる条件や手続に関する相談も、需給調整事業課(室)等が対応します。許可の手続には一定期間を要しますので、ご注意ください。

## (2) 特定職業紹介機関の対応

特定職業紹介機関は、職業紹介事業者として職業安定法に則り、フィリピン国内機関と提携しつつ特定機関に外国人家事支援人材を紹介し、事業実績報告等していただくこととなります。